

オホーツク総合振興局管内における野鳥監視重点区域の解除について

令和4年(2022年)11月21日(月)

<概要>

- 紋別市で10月23日に採取されたガンカモ類の糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認(陽性)されたことに伴い、10月31日に環境省が指定した野鳥監視重点区域(採取地点から半径10km以内)は、その後、当該区域内で野鳥の大量死等が確認されなかったため、11月20日(日)24時に解除^{*}されました。

※ 環境省では野鳥監視重点区域を指定後、高病原性確認環境試料(糞便等)の採取日の次の日を1日目として28日目の24時に解除するとしております。

<道の今後の対応>

- 国内の野鳥サーベイランス(調査)が「対応レベル3」(最高レベル)とされていることから、各振興局で野鳥生息場所の監視、死亡野鳥等の検査などの監視強化を継続します。

<留意事項>

- 高病原性鳥インフルエンザは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられています。

<本件に関する問い合わせ先>

環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(担当者:車田)

TEL:011-231-4111(内線24-384)ダイヤルイン:011-204-5205